

大仙市屋内遊び場施設整備事業
指定管理者基本協定書（案）

令和 7 年 4 月 1 日

秋田県大仙市

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条（本協定の趣旨）	1
第 2 条（指定管理者の指定の意義）	1
第 3 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第 4 条（信義誠実の原則）	1
第 5 条（用語の意義）	1
第 6 条（管理物件）	1
第 7 条（指定期間）	2
第 2 章 本業務の範囲と実施条件等	2
第 8 条（本業務の範囲）	2
第 9 条（甲が行う業務の範囲）	2
第 10 条（業務実施条件）	2
第 11 条（業務範囲及び業務実施条件の変更）	2
第 12 条（管理の基準）	2
第 3 章 本業務の実施	3
第 13 条（本業務の実施）	3
第 14 条（リスク分担）	3
第 15 条（意図的に削除）	3
第 16 条（第三者による実施）	3
第 17 条（本施設の改造等）	3
第 18 条（安全対策及び緊急時の対応）	4
第 19 条（情報管理）	4
第 4 章 備品等の取扱い	4
第 20 条（甲による備品等の貸与）	4
第 21 条（乙による備品等の購入等）	5
第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項	5
第 22 条（業務計画書）	5
第 23 条（業務報告書）	5
第 24 条（業務実施状況の確認及び改善勧告）	6
第 6 章 指定管理料及び利用料金	6
第 25 条（指定管理料の支払）	6
第 26 条（指定管理料の変更）	6
第 27 条（指定管理料の清算及び還元）	7
第 28 条（利用料金収入の取扱い）	7
第 29 条（利用料金の決定）	7

第 7 章 損害賠償及び不可抗力	7
第 3 0 条（損害賠償等）	7
第 3 1 条（第三者への賠償）	7
第 3 2 条（保険）	7
第 3 3 条（不可抗力発生時の対応）	7
第 3 4 条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	8
第 3 5 条（不可抗力による一部の業務実施の免除）	8
第 8 章 指定期間の満了	8
第 3 6 条（業務の引継ぎ等）	8
第 3 7 条（原状回復義務）	8
第 3 8 条（備品等の取扱い）	9
第 9 章 指定期間満了以前の指定の取り消し	9
第 3 9 条（甲による指定の取消し）	9
第 4 0 条（乙による指定の取消しの申出）	9
第 4 1 条（不可抗力による指定の取消し）	1 0
第 4 1 条の 2（指定取消しの効果等）	1 0
第 4 2 条（指定期間満了以前の指定の取消しの場合の取扱い）	1 0
第 1 0 章 その他	1 0
第 4 3 条（権利・義務の譲渡の禁止）	1 0
第 4 4 条（連絡調整会議等の開催）	1 0
第 4 5 条（自主事業）	1 0
第 4 5 条の 2（付帯事業）	1 1
第 4 6 条（区分経理）	1 1
第 4 7 条（災害等非常時の施設の使用）	1 1
第 4 8 条（災害等非常時の費用の負担）	1 1
第 4 9 条（請求、通知等の様式その他）	1 2
第 5 0 条（協定の変更）	1 2
第 5 1 条（解釈）	1 2
第 5 2 条（疑義についての協議）	1 2
別紙 1 リスク分担表	1 4
別紙 2 指定管理料の支払方法及び改定方法	1 6
別紙 3 法令等の変更及び不可抗力	1 7

大仙市屋内遊び場施設の運営管理に関する基本協定書

大仙市（以下「甲」という。）と〇〇（〇〇、〇〇及び〇〇）（以下「乙」という。）とは、次のとおり、屋内遊び場施設（以下「本施設」という。）の運営管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の運営管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する子育て環境整備、及びサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う運営管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の意義）

第5条 本協定において定義されていない用語については、大仙市屋内遊び場施設整備事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に定めるところによる。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品からなるものとし、その内容は、大仙市屋内遊び場施設整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

- 第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第5項の規定による指定期間は、令和〇年〇月〇日から令和19年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件等

(本業務の範囲)

- 第8条 大仙市屋内遊び場施設設置条例（令和〇〇年制定予定。以下「条例」という。）に規定する本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 本施設で行う事業の運営に関する業務
 - (2) 本施設の利用許可に関する業務
 - (3) 本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - (4) 本施設等の維持管理に関する業務
 - (5) 子育て支援に関する業務
 - (6) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第9条 次に掲げる業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。
- (1) 本施設の目的外使用許可に関する業務
 - (2) 本施設の修繕等に関する業務（詳細については第17条を参照）
 - (3) その他本施設の運営管理に関し、指定管理者が行うことができない業務

(業務実施条件)

- 第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、要求水準書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

- 第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(運営管理の基準)

- 第12条 乙は、本業務を実施するにあたっては、条例及びこれに基づく規則に定める運営管理の基準を遵守しなければならない。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、大仙市屋内遊び場施設の運営管理に関する年度協定（以下、「年度協定」という。）、要求水準書等（基本協定、要求水準書、実施要領）、条例及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定及び要求水準書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、基本協定、要求水準書、実施要領、実施要領等に関する意見・質問書及び提案書類の順にその解釈が優先されるものとする。

(リスク分担)

第14条 本業務の実施に係る甲と乙のリスク分担は別紙1に定めるとおりとする。

2 別紙1に定める事項に疑義がある場合や定めのない事項については、甲と乙の協議により決定するものとする。

第15条 (意図的に削除)

(第三者による実施)

第16条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除き、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。ただし、甲が要求水準書等で指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとする場合は、この限りではない。

3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任と費用において行うものとし、本業務に関し乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の改造等)

第17条 本施設の改造、増築又は移設については、甲が自己の責任と費用において実施するものとする。

2 本施設の修繕については、1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。以下本項において同じ。）以上のものにあつては甲が、1件につき30万円未満のものにあつては乙が、自己の責任と費用において実施するものとする。ただし、1件につき30万円以上のものについては、甲乙協議の上、乙の責任において実施することができるものとする。

3 本施設の修繕に係る業務については、要求水準書に従い、乙が、自己の責任において、以下の業務を行うこととする。

- (１) 長期修繕計画の作成及び更新
- (２) 修繕・更新業務
- (３) 修繕・更新の記録

(安全対策及び緊急時の対応)

第１８条 乙は、事故、事件等の未然防止に努め、安全対策に万全を尽くさなければならない。

- ２ 指定期間中、本業務の実施に関連し事故、災害等の緊急事態が発生した場合においては、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対し、当該緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。
- ３ 事故等が発生した場合においては、乙は、甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(情報管理)

第１９条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定が取消された後においても、同様とする。

- ２ 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の趣旨にのっとり、本業務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じるとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ３ 乙は、大仙市情報公開条例（平成１７年大仙市条例第１８号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して保有する文書や情報の積極的な公開に努めなければならない。

第４章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第２０条 甲は、要求水準書等に従い、調達し設置した備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。

- ２ 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- ３ 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙と協議を行い、必要に応じて管理物品の更新時の責任分担（別紙１）の定めに従い当該備品等を購入又は調達するものとする。
- ４ 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）をき損若しくは滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- ５ 乙は、要求水準書等に従い、備品台帳を作成し、管理するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第21条 乙は、要求水準書等に従い、自己の費用と責任により購入又は調達した備品等(以下「備品等(Ⅱ種)」という。)を、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲との協議を行い、必要に応じて管理物品の更新時の責任分担(別紙1)の定めに従い当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。(以下「備品等(Ⅲ種)」という。)

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書)

第22条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、本業務に関し次に掲げる事項を記載した業務計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施計画に関する事項
- (2) 本施設の利用計画(利用者数等)に関する事項
- (3) 料金収入及び運営管理経費等の収支計画等に関する事項
- (4) 自主事業の実施計画に関する事項
- (5) 付帯事業の実施計画に関する事項
- (6) その他甲が指示する事項

2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第23条 乙は、毎年度終了後、翌年度の5月末までに、本業務に関し次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況(利用者数等)に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等に関する事項
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 付帯事業の実施状況に関する事項
- (6) その他甲が指示する事項

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認める事項について、月例の報告を求めることができる。

3 乙は、甲が第39条から第41条までの規定に基づき年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項につい

て、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

（業務実施状況の確認及び改善勧告）

- 第24条 甲は、業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、本施設に立ち入り、乙に対し本業務の実施状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の求めがあったときは、合理的な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。
- 3 前条及び第1項の規定による確認の結果、乙による本業務の実施状況等が要求水準書等甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対し業務の改善を勧告することができる。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に従わなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払）

- 第25条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対し指定管理料を支払う。なお、指定管理料の支払方法及び改定方法については、別紙2に定めるとおりとする。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 乙は、6月、9月、12月、3月の末日後10日以内に、当該月の指定管理料の支払に関する請求書を甲に送付するものとし、甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

- 第26条 甲又は乙は、指定期間中に別紙2に定める指定管理料の改定とは別に指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じ、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否及び変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（指定管理料の清算及び還元）

- 第27条 乙は、必要な修繕や法定点検などを履行しないことにより得た利益がある場合は、原則清算することとする。
- 2 乙は、利益が生じて甲へ指定管理料の返還をする必要はなく、甲は、損失が生じた場合にあっては乙へ補填は行わないものとする。ただし、利益の損失の両方、又は片方の取り扱いについて、甲と乙との協議において両者が合意した場合はこの限りではない。

(利用料金収入の取扱い)

第28条 乙は、本施設に係る利用料金を自己の収入として収受することができる。

(利用料金の決定)

第29条 利用料金は、乙が、要求水準書に従い、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙が協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第30条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第31条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由又は甲乙双方の責に帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償した場合は、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第32条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災保険

(2) 総合賠償保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険（指定管理者特約条項つき）

(2) その他、指定管理者が必要と考える保険

(不可抗力発生時の対応)

第33条 不可抗力が発生した場合は、乙は、速やかに当該不可抗力の影響を早期に除去するための措置を講じるとともに、当該不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限に止めるよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第34条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失及び増加費用が発生した場合は、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合は、損害状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 第1項の不可抗力が発生した日から60日以内に前項の協議が調わない場合、甲は、不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務を継続するものとする。かかる場合に、当該不可抗力に起因して乙に発生した損害等の負担については、別紙3に定めるところに従う。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第35条 前条第2項の規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合は、乙は、不可抗力により影響を受けた範囲において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は、甲は、乙との協議のうえ、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができる。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 乙は、後任の管理者が本業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、引継ぎに必要な事項の詳細について、指定期間終了の1年前から市と協議を開始するものとする。

3 乙は、本業務の承継に必要な引継マニュアルを指定期間終了の3か月前までに整備し、市に引き渡すものとする。

4 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができる。

5 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第37条 乙は、本協定の終了までに、指定期間開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第38条 本協定の終了に際する備品等の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 備品等(Ⅰ種)及び備品等(Ⅱ種)については、乙は、甲又は甲が指定したものに對して引き継がなければならない。
- (2) 備品等(Ⅲ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙との協議において両者が合意した場合は、乙は、甲又は甲が指定したものに對して引き継ぐことができる。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第39条 甲は、法第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙の財政状況が著しく悪化するなど、業務の継続が困難と認められるとき。
- (5) 自らの責に帰すべき事由により、乙から本協定締結解除の申出があったとき。
- (6) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次に掲げる事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失及び増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が甲に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第40条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に對して指定の取消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責に帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

(3) その他、乙の責めに帰すべき事由により、乙が指定管理の取り消しを希望するとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合は、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第41条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合は、甲は、指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しが発生した日から60日以内に協議が調わない場合、前項の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用の負担は別紙3に従う。

(指定取消しの効果等)

第41条の2 第39条から第41条までの規定に基づき、指定管理者の指定が取消された場合、甲は指定が取消された日までに乙が履行した本業務のうち、対応する業務対価の未払い部分を実施期間に応じた日割りにて支払う。

2 指定管理者の指定の取消しが第39条に基づく場合、乙は、1事業年度の指定管理料の10分の1に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

(指定期間満了以前の指定の取消しの場合の取扱い)

第42条 第36条から第38条までの規定は、第39条から前条までの規定により本協定を終了した場合に準用する。ただし、甲と乙が合意した場合は、その限りでない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(連絡調整会議等の開催)

第44条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整を図るための連絡調整会議等を開催する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(自主事業)

第45条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認

を受けなければならない。

- 3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたっては、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

（付帯事業）

第45条の2 乙は、要求水準書に定めるところに従い、付帯事業を行うものとする。

- 2 甲と乙は、実施場所の貸付について別途の市有財産貸付契約を締結するものとし、乙は甲が定める賃借料を支払うものとする。

（区分経理）

第46条 乙は、施設の管理業務に係る経理と自身の団体等の業務に係る経理とを区分して経理するものとする。

- 2 本指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理業務専用の口座や帳簿等により適切に管理するものとする。

（災害等非常時の施設の使用）

第47条 甲は災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難場所、避難所、物資の配送拠点、その他甲が指定する用途（以下「避難所等」という。）として使用する場合は、甲の指示に従い、本施設の全部又は一部の利用を制限するとともに、復興復旧の間は避難所等を開設し、使用することができるものとする。

- 2 乙は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合は、速やかに甲へ報告するものとする。
- 3 甲と乙は避難所等の開設、運営が円滑に行えるよう、事前に「大仙市地域防災計画」等に基づき、避難所等の開設、運営の役割分担について協議を行うものとする。

また、乙は各関係機関との連絡体制を構築し、災害等非常時に備えるため情報交換等を行うものとする。

- 4 乙は、甲が本施設を避難所等として使用する場合は、前項で規定した協議に従い避難所等の開設、運営に協力するものとする。なお、役割分担にない事項及び甲が役割を担う事項についても、乙は甲からの要請があった場合は協力するものとする。
- 5 乙は、乙が行った避難所等の開設、運営の内容及び費用について甲に書面をもって適宜報告するものとする。
- 6 乙は、避難所等運営業務等で取り扱う個人情報については、当該業務に必要な範囲で利用等するものとする。

（災害等非常時の費用の負担）

第48条 避難所等の運営や施設利用の制限に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、合理性の認められる範囲で甲が負担することを原則として甲乙の協議により決定するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第50条 本業務に関し、本業務の前提条件及び内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第51条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

秋田県大仙市大曲花園町1番1号
大仙市
大仙市長 老松 博行

乙

(代表企業)

(所在地)

(名称)

(代表者)

(構成企業：●●業務)

(所在地)

(名称)

(代表者)

(協力企業：●●業務)

(所在地)

(名称)

(代表者)

リスク分担表

項目	内容	リスク分担	
		市	指定 管理者
要求水準書	1. 市による要求水準の変更によるもの	○	
実施要領等	2. 公募資料の誤り又は市の事由による内容の変更によるもの	○	
応募	3. 応募費用に関するもの		○
契約締結	4. 市起因の契約締結の遅延・中止	○	
	5. 事業者起因の契約締結の遅延・中止		○
法制度変更	6. 本事業に直接関係する法令の新設・変更に関するもの	○	
	7. 上記以外の法令の新設・変更に関するもの		○
許認可	8. 市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	9. 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
税制度変更	10. 本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	○	
	11. 法人利益に係る税制度の新設・変更に関するもの		○
	12. 消費税の変更によるもの	○	
住民対応	13. 本事業の実施自体に関する住民反対運動等に関するもの	○	
	14. 市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	15. 上記以外の事由によるもの		○
政治	16. 政策の変更によるもの	○	
	17. 市起因の議会不承認による事業の遅延・中止	○	
	18. 事業者起因の議会不承認による事業の遅延・中止		○
環境問題	19. 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、断水、水質汚濁、臭気、電波障害、有害物質の排出等）に関するもの		○
第三者賠償	20. 市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	21. 事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
債務不履行	22. 市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	23. 事業者の事業放棄、破綻等によるもの		○
不可抗力	24. 地震、洪水、落雷等の自然災害や、戦争、暴動等の人為的事象、その他疫病等に関するもの	○	△※1
物価変動	25. 物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内）		○
	26. 物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を超えた部分）	○	
性能	27. 要求水準未達（施工不良含む）		○

項目	内容	リスク分担	
		市	事業者
契約不適合	28. 契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された契約の内容への不適合に関するもの		○
	29. 契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された契約の内容への不適合に関するもの	○	
費用増大	30. 市の責めに帰すべき事由による増加費用	○	
	31. 想定を超える利用者数の減少によるもの	協議事項	
	32. 上記以外の事由によるもの（物価変動によるものは除く）		○
施設損傷	33. 施設の劣化に対して事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷に関するもの		○
	34. 上記以外の事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	35. 市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	36. 市及び事業者以外の第三者によるもの	○	△※ ²

指定管理料の支払方法及び改定方法

1. 指定管理料の算定及び支払方法

① 支払方法

市は、運営・維持管理業務の期間において、運営・維持管理業務に係る費用を支払う。支払対象期間は、各年度の金額を四半期ごとに年4回に分けて支払う。

② 支払手続き

指定管理者は、市が要求水準書及び技術提案書に適合することの確認を行い、確認の結果を指定管理者に通知する。指定管理者は、市からの通知を受領した後、市に対して請求書を送付する。市は、適正な請求書を受領してから30日以内に支払いを行う。

なお、光熱水費及び本施設敷地内の除排雪費は、運営業務開始後の当初2か年度（令和9～10年度）は実費精算とし、それ以降は前年度までの実績を基に別途定めることとする（付帯事業に要する光熱水費は事業者の負担とする）。

2. 指定管理料の改定方法

① 改定に用いる指標

「企業向けサービス価格指数」（日本銀行調査統計局）、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）などを想定しているが、詳細は指定管理者の提案を踏まえ、協議の上決定する。

② 改定方法

毎年10月1日時点で確認できる最新の指標により評価することとし、前回改定時の指標に対して最新の指標が1.5%以上変動した場合に、事業費の改定を請求することができるものとする。なお、初回の改定時には、技術提案書の提出締切日の時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

【改定額の計算方法】

増額改定の場合 $X = Y \times \{ (P/Q - 1) - 0.015 \}$

減額改定の場合 $X = Y \times \{ (P/Q - 1) + 0.015 \}$

X…改定額

Y…改定前事業費

P…基準日（今回改定時）における直近の指標

Q…改定前（前回改定時）の指標

別紙 3

法令等の変更及び不可抗力

1. 法令等の変更

法令変更	発注者 負担割合	受注者 負担割合
(1) 法制度に関するもの		
① 本事業に直接関係する法令の新設・変更に関するもの	100%	0%
② ①以外の法令の新設・変更に関するもの	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
① 本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	100%	0%
② 法人利益に係る税制度の新設・変更に関するもの	0%	100%
③ 消費税の変更によるもの	100%	0%

2. 不可抗力

不可抗力により本業務の実施について指定管理者に損害又は増加費用が発生した場合、当該損害及び増加費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき、一事業年度の指定管理料（本協定第26条に基づき指定管理料が変更された場合には、変更前の指定管理料とする。）並びにこれに係る消費税の合計額の

100分の1に至るまでは指定管理者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。但し、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該損害及び増加費用の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは指定管理者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。